

地域・生活における実践編

ねらい:認知症の人の地域における生活を支える
ために必要な支援の基本、活用できる医療・
介護等の施策、多職種連携の重要性を理解する

到達目標:

- かかりつけ医による認知症ケアのポイントを理解する
- 認知症の人が医療・介護等の施策や制度を活用する
ために必要なかかりつけ医の役割を理解する
- 多職種連携による支援体制構築におけるかかりつけ医
の役割を理解する

高齢者に対する適切な医療提供の指針 ～認知症高齢者の医療とケアの基本～

〔地域実践1〕

- 1.「高齢者の多病と多様性」
- 2.「QOL維持・向上を目指したケア」
- 3.「生活の場に則した医療提供」
- 4.「高齢者に対する薬物療法の基本的な考え方」
- 5.「患者の意思決定を支援」
- 6.「家族などの介護者もケアの対象に」
- 7.「患者本人の視点に立ったチーム医療」

かかりつけ医による認知症診療の要点

～認知症の特徴を考慮した日常診療の継続～

〔地域実践2〕

- 診断された早い段階から認知症を有しつつ住み慣れた場所での生活を継続することを支える
- 社会資源へのつながりを促し、将来計画を考えるための実際的な支援を行う
- 疾病教育、コミュニティへの参加、本人の意思表示など本人の希望に基づく支援を行う
- 認知機能の改善と生活の質の向上を目標として、薬物療法と非薬物的対応を組み合わせる
- 身体疾患の有無やケアが適切か否かを検討する

認知症の人の医療とケアの目標

〔地域実践3〕

- 1.生活機能の1日でも長い維持
- 2.行動・心理症状(BPSD)の緩和
- 3.家族の介護負担の軽減

認知症の人のケアとコミュニケーション

〔地域実践4〕

パーソンセンタードケア

- 認知症の人の“その人らしさ”を尊重し、その人の視点や立場に立って理解し、ケアを行おうとする基本的な認知症ケアの視点
- 認知症をもつ人の行動や状態を、疾患、性格傾向、生活背景、健康状態、心理、社会的背景など多角的な面から捉えて理解しようとする

バリデーション療法

- 認知症の人の言動を否定せずに感情を共有し、行動の背景や理由を理解しながら関わる手法

ユマニチュード

- 「見る」「触れる」「話す」「立つ」の4つの柱を使って働きかけることで、お互いを尊重し合い認知症の人とポジティブな関係を築こうとするケア技法

認知症の介護者への注意点やアドバイス

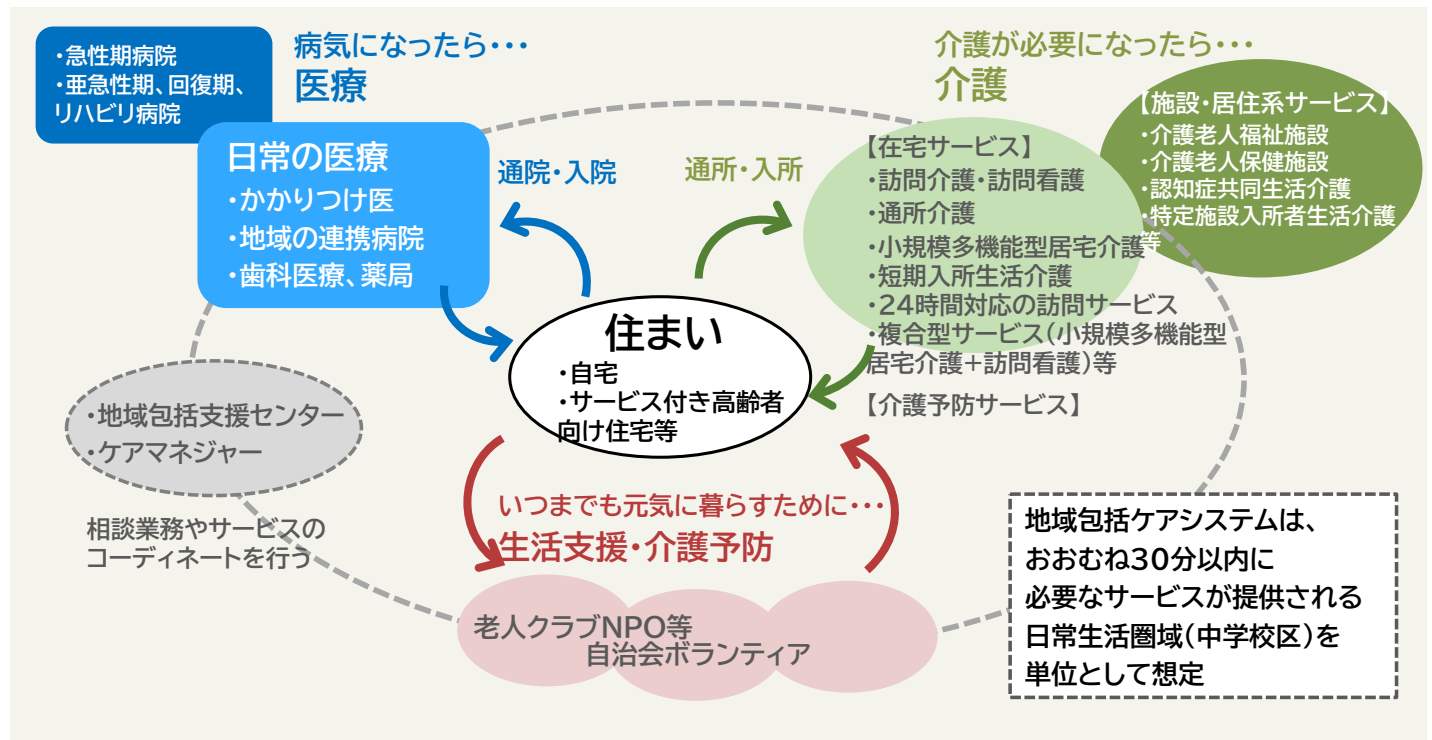
〔地域実践5〕

- 認知症の人の特性を理解し、現存する心身の能力を活かしながら、本来の本人らしさをなるべく保つ
- 本人の負担になるような日常生活の変化・変更は避け、本人の希望を尊重した生活の継続性を重視する
- 本人のペースでゆっくりと安心感を大切にする
- 本人が希望をもって充実した暮らしが継続できるように生活支援面で配慮する

地域包括ケアシステム

〔地域実践6〕

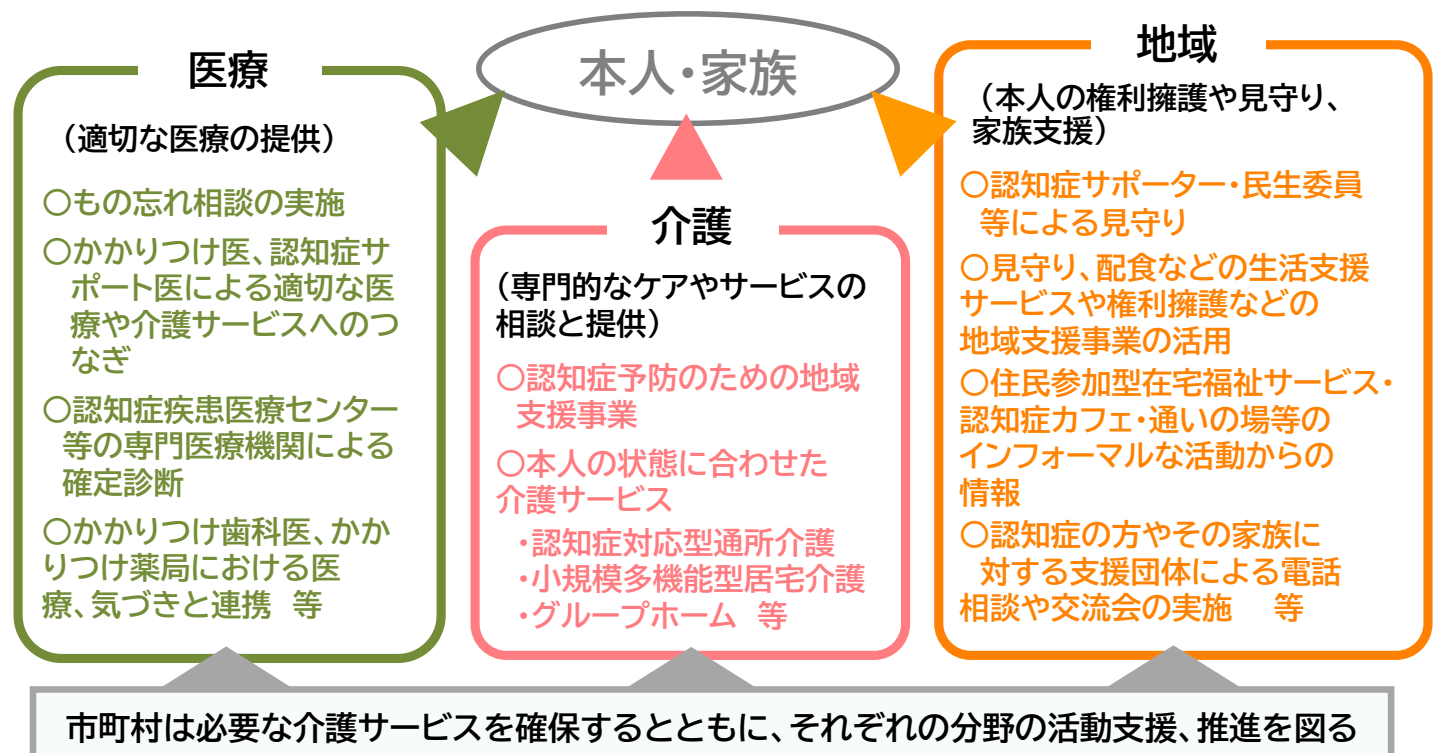
住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる



認知症の人への支援体制 ～医療・介護・地域の連携～

〔地域実践7〕

認知症の人やその家族の暮らしを支えるサービスは多方面にわたり展開

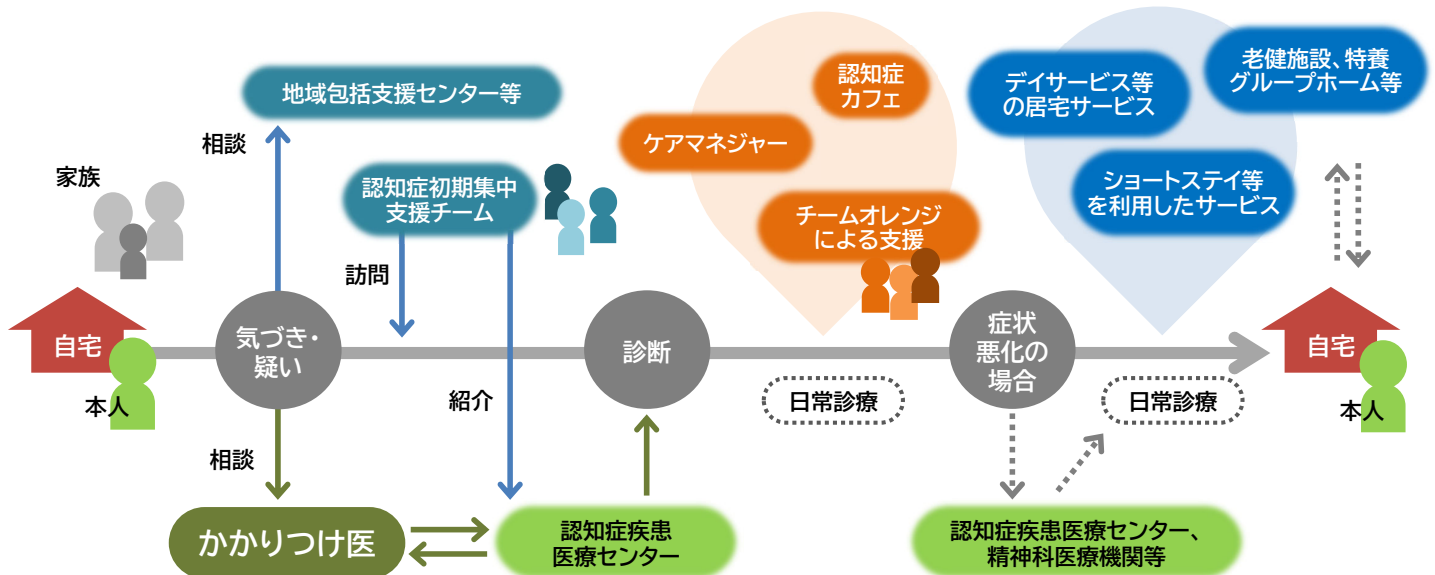


認知症ケアパス

〔地域実践8〕

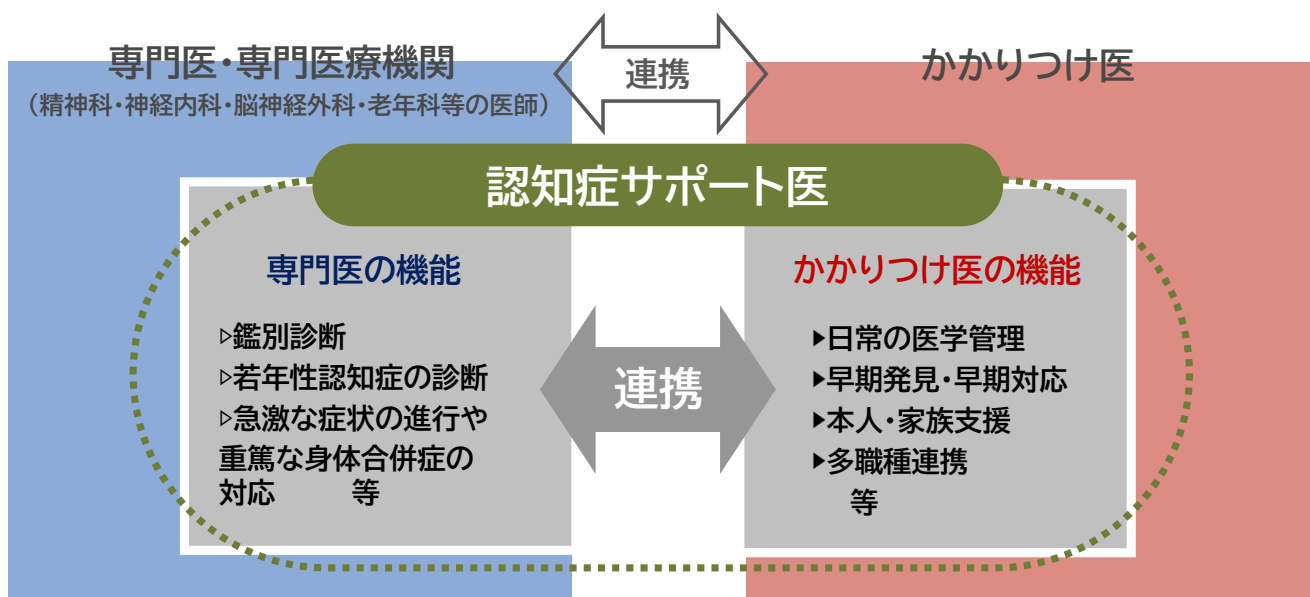
『認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの』（認知症施策推進大綱）

認知症ケアパスのイメージ(一例)



認知症サポート医

〔地域実践9〕



認知症サポート医の機能・役割

- ①認知症の人の医療・介護に関わるかかりつけ医や介護専門職に対するサポート
- ②地域包括支援センターを中心とした多職種の連携作り
- ③かかりつけ医認知症対応力向上研修の講師や住民等への啓発

専門医がかかりつけ医に望むこと(情報)

〔地域実践10〕

- アルツハイマー病治療薬を処方していれば、薬剤名、使用開始後の変化の有無、過去の投薬歴
- 施行していれば、認知機能検査や画像検査の結果
(得失点のプロフィールも含め、実物やコピー添付が望ましい)
- 現在内服中の薬剤と服薬指導の内容
(薬剤名、用法・用量、服薬の管理、服薬支援状況など)
- 身体疾患に関する情報
(既往歴や治療を継続している疾患の治療開始の時期)
- 介護保険サービス利用の状況
(要介護認定やケアマネジャーの所属や氏名)
- かかりつけ医や本人・家族からの希望
(鑑別診断、薬物調整、BPSD対応、今後の治療環境など)

認知症疾患医療センター

〔地域実践11〕

地域における認知症医療体制・日常生活支援に関する相談支援

認知症初期集中
支援チーム

地域包括支援
センター

かかりつけ医・
歯科医・薬剤師

認知症
サポート医

連携

認知症疾患医療センター(早期診断等を担う医療機関)

連携型

地域型

基幹型

(1)専門的医療機能

- ・速やかな鑑別診断
- ・診断後のフォロー
- ・症状増悪期の対応
- ・BPSD・身体合併症への急性期対応
- ・専門医療相談

(2)地域連携拠点機能

- ・連携協議会の設置
- ・研修会の開催

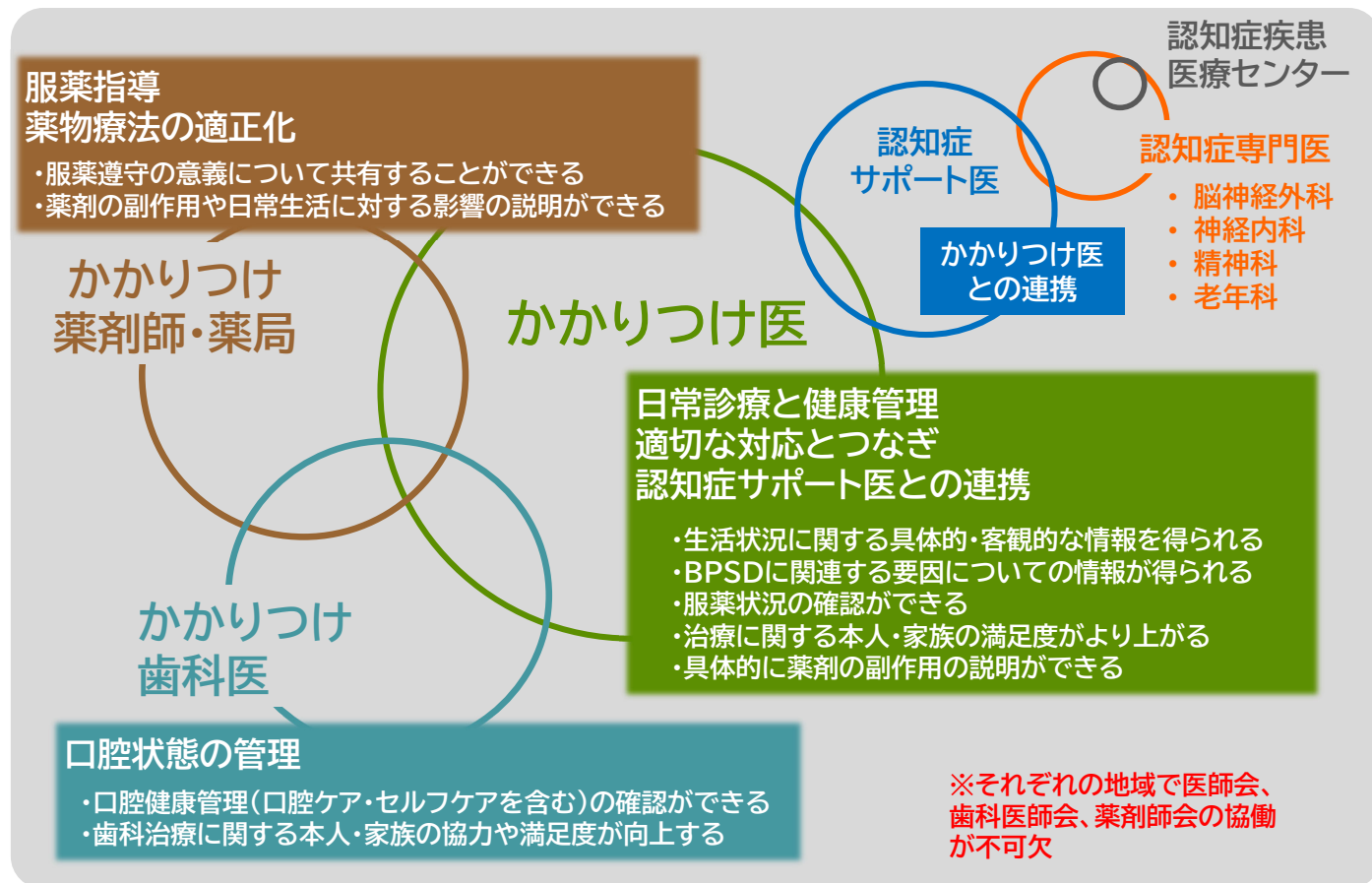
(3)日常生活支援機能

- ・診断後の相談支援

地域の医療提供体制の中核

認知症医療連携のイメージと意義

〔地域実践12〕



介護保険サービス

〔地域実践13〕

居宅サービス

訪問サービス、通所サービス
短期入所サービス、福祉用具貸与サービス
福祉用具と住宅改修に関する費用支給など

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など

【特徴】

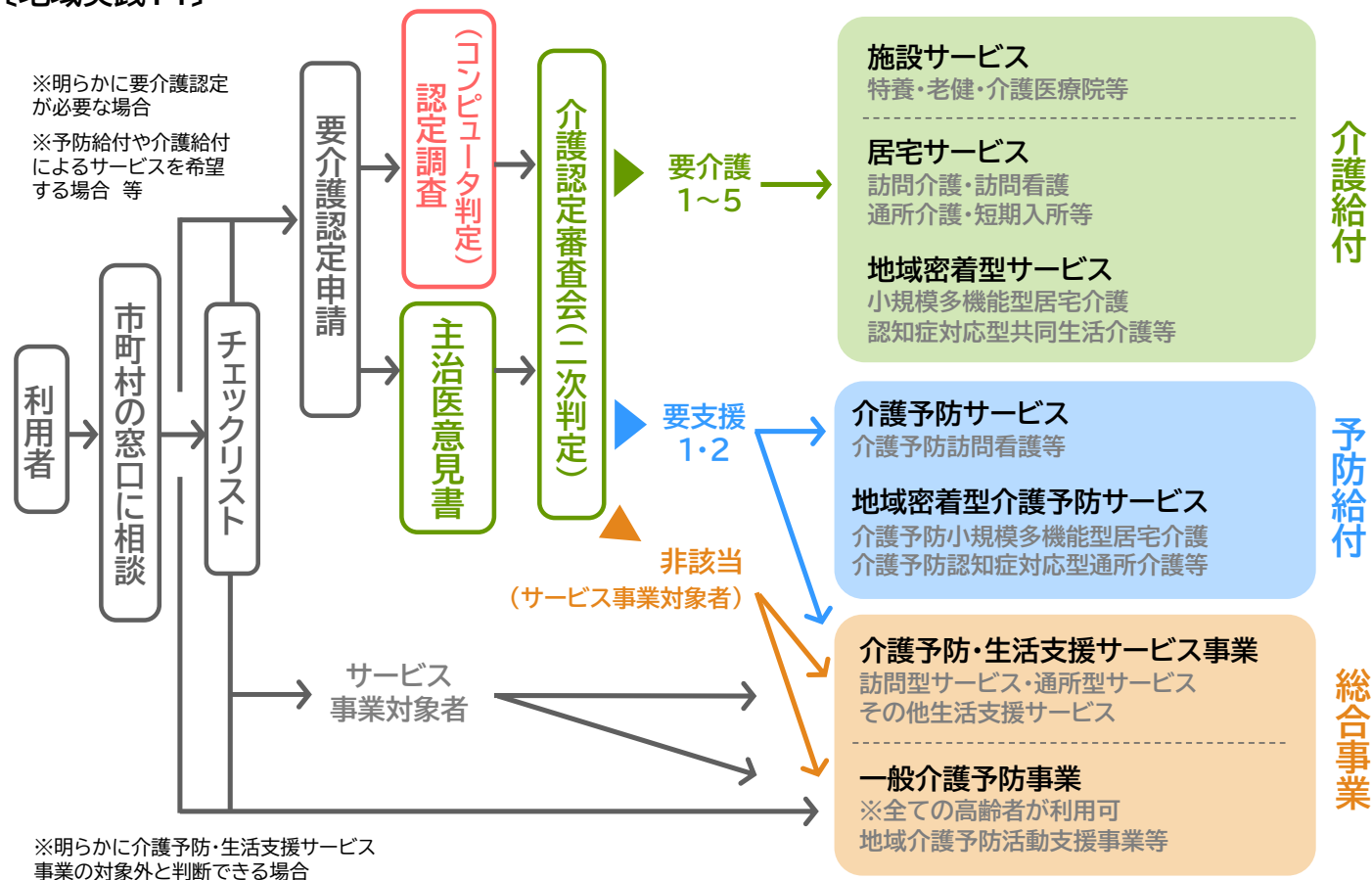
- ◎市区町村長が事業者の指定・指導監督
- ◎原則、市区町村の被保険者が利用可能
- ◎住民に身近な生活圏域単位で整備
- ◎地域ごとの指定基準、介護報酬設定が可能

施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(H30～)

介護サービスの利用の流れ

〔地域実践14〕



主治医意見書の役割

〔地域実践15〕

● 介護認定審査会における重要な資料

- ➡ 医学的観点からの意見を加味して、介護の手間の程度や状況等を総合的に勘案できる
- ➡ 介護の手間の程度や状況等について、具体的状況の記入が求められる
- ➡ 認定調査(コンピュータ判定)には表れない情報の補足を期待されている

● ケアプラン作成の情報源

- ➡ 医学的観点からの意見や留意点などを客観的な情報としてアセスメントで活かす

● 介護報酬「認知症加算」の算定根拠

- ➡ 認知症高齢者の日常生活自立度の評価が、介護保険サービスの認知症関連加算の算定根拠となる

認知症症例の意見書①

〔地域実践16〕

項 目	介護の手間を把握するための視点(例)
(1)認知機能	・ HDS-R15／30 ・ 記憶と見当識の障害が高度 ・ 全く意思疎通ができない
(2)日常生活活動	・ 薬の飲み忘れが多い ・ トイレがわからず部屋の中で排泄する
(3)行動・心理症状	・ 不安が強い ・ ひとりで外出し戻って来られず警察に保護される
(4)処方内容とその影響	・ 少量の抗精神病薬を使用したところ歩行困難となり、中止した
(5)現在受けている支援 及び今後必要な支援	・ 現在デイサービスを週3回利用している ・ 今後ショートステイの利用にて介護負担を減らす必要がある

認知症症例の意見書②

〔地域実践17〕

項 目	介護の手間を把握するための視点(例)
(6)生活環境	・ 独居 ・ 公団の4階に住んでいてあまり外出しない
(7)家族の状況と介護負担	・ 認知症の妻と二人暮らしである ・ 主介護者である長男の嫁がもの盗られ妄想の対象となっており、その対応に疲弊している
(8)経過・頻度	・ ADLは悪化しつつある ・ 歩き回りの頻度は増加している
(9)現在ある困難や危険性 及び今後予想される 困難や危険性	・ しばしば経済被害を受けている ・ 今後、家人へ暴力をふるう危険がある
(10)身体合併症	・ 肺炎を来したが認知症のため外来で点滴治療を行っている
(11)評価に際しての 留意事項	・ 症状は1日のうちでも大きく変動している ・ とりつくろいのために正常にみられる

多職種連携と情報共有

〔地域実践18〕

多職種連携とは

『多種多様なスタッフが各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに、お互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供するチーム医療のこと』

※多職種連携を実践するには、患者・家族を含め、各医療職種間の適宜の情報共有と適切なコミュニケーションが欠かせない

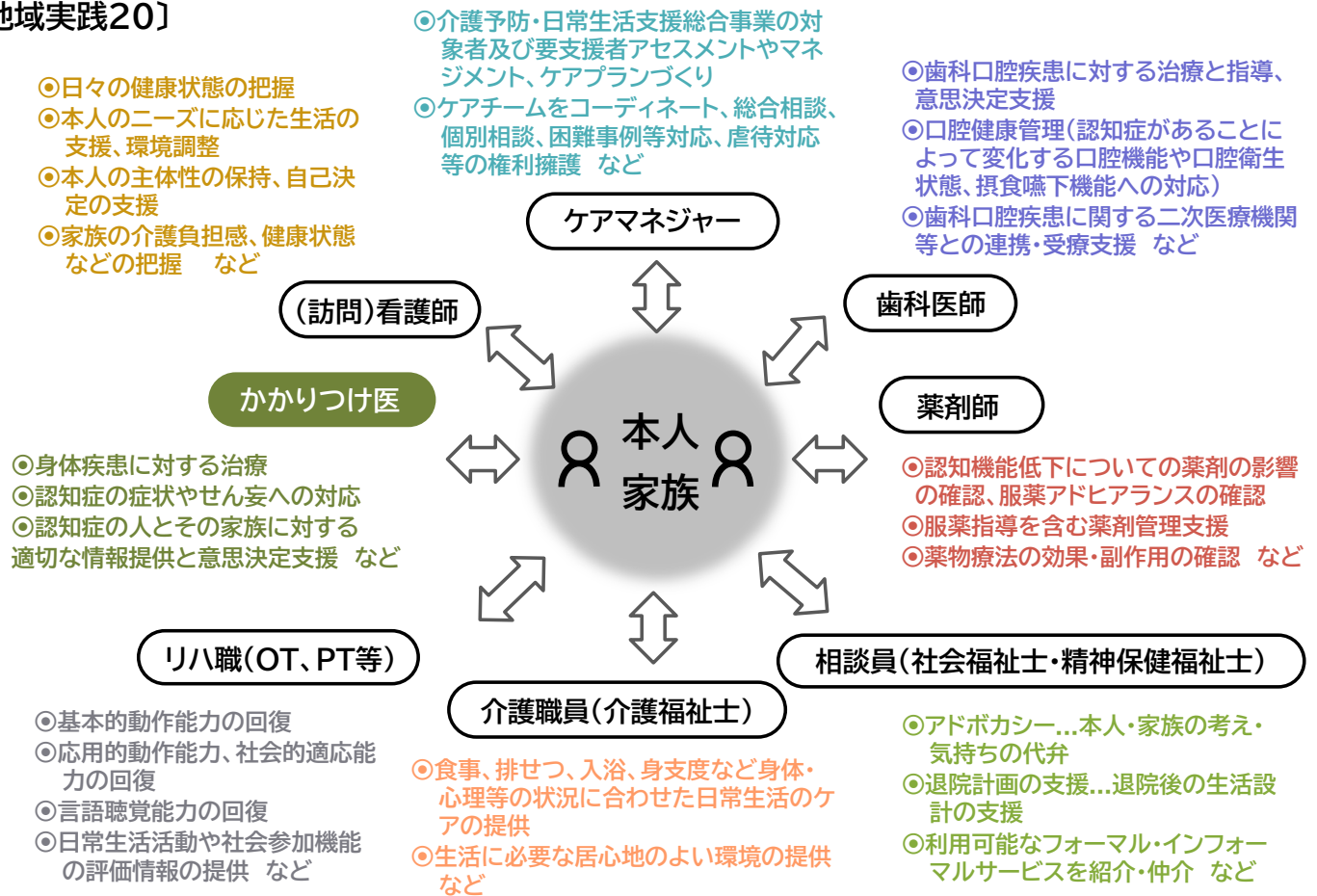
「多職種連携」のかかりつけ医にとっての意味

〔地域実践19〕

- 生活状況に関する具体的・客観的な情報を得られる
 - *特に独居の認知症の人ではケアマネジャーを含めた介護職員や訪問看護師からの情報は欠かせない
 - *アルツハイマー型認知症では“取り繕い”が特徴であり、本人以外から情報を得る必要がある
- 服薬状況の確認ができる
 - *認知症治療薬や身体疾患の治療薬を含め、診察時に実際の服薬状況が確認できない場合は、薬剤師や訪問看護師や介護職員から情報を得る
- かかりつけ医が生活上の課題を把握していると、治療に関する本人・家族の満足度がより上がる
- 生活状況がわかれば、より具体的に薬剤の副作用の説明ができる
- BPSDに関連する要因について客観的な情報が得られる
- 同じ目的や目標を共有することで、それぞれの専門職種と役割分担でき、連携のマネジメントが可能になる

地域の多職種の主な役割

〔地域実践20〕



介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系

〔地域実践21〕

認知症介護指導者養成研修／認知症介護実践リーダー研修
／認知症介護実践者研修

認知症介護基礎研修

研修の目的

受講要件

新任の介護職員等が
認知症介護に最低限
必要な知識、技能を
修得

認知症介護実践研修の
企画立案、介護の質の
改善について指導でき
る者を養成

事業所内のケアチ
ームにおけるリーダー
を養成

認知症介護の
理念、知識及び
技術を修得

指導者
養成研修

実践
リーダー
研修

実践者研修

ステップアップ

認知症介護実践研修

・社会福祉士、介護福祉士等の資格を
有する者又はこれに準ずる者
・認知症介護実践者研修を修了した者
又はそれと同等の能力を有すると都
道府県等が認めた者
・地域ケアを推進する役割を担うこと
が見込まれている者
等のいずれの要件も満たす者

・概ね5年以上の実務経験があり、チームのリーダーになるこ
とが予定され、実践者研修を
修了して1年以上経過した者

・原則、身体介護に関す
る知識、技術を修得し
ており、概ね実務経験
2年程度の者

情報共有ツール

〔地域実践22〕

認知症の医療介護連携の推進のための情報共有ツールのひな形

「情報共有ツール」のコンセプト

- ◎認知症の人にとって使いやすい、持つことで安心する、必要な情報を支援者と共有できる「ご本人の視点」を重視した情報共有ツールを目指して、全国の先進地域を調査し、ご本人・ご家族・有識者との議論をもとに作成
- ◎ひな形を参考に各自治体を中心に関係機関と協働しながら地域の実状に合わせた情報共有ツールを作成し、運用



情報項目

- (1)使い方(内容の目録と記入に当たっての注意)
- (2)同意書
- (3)わたし自身①:ご本人の基本情報
- (4)わたし自身②:ご本人の経歴・趣味等その人らしさを示す項目
- (5)わたしの医療・介護①:医療機関
- (6)わたしの医療・介護②:支援に関わる者・機関のリスト
- (7)わたしの医療・介護③:病名と医療機関
- (8)わたしの医療・介護④:処方内容と処方の目的
- (9)わたしの医療・介護⑤:血圧、体重
- (10)わたしの医療・介護⑥:利用しているサービス状況
- (11)わたしの認知症の状況①:認知機能検査(MMSE又はHDS-R)
- (12)わたしの認知症の状況②:日常生活活動の変化
- (13)わたしの認知症の状況③:最近気になっていること、困っていること
- (14)わたしのこれからのこと①②:今後の医療・介護への希望
- (15)通信欄

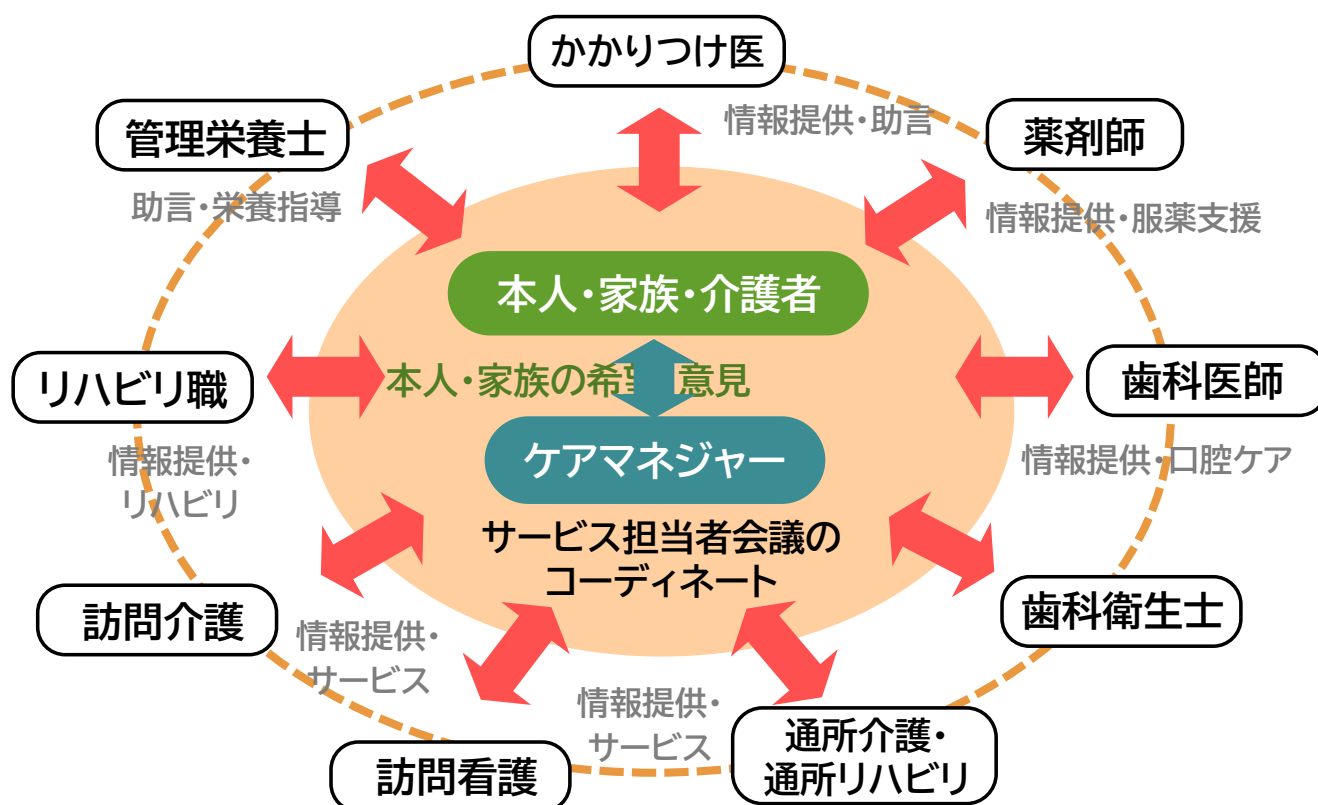
※情報共有ツール等は国立長寿医療研究センターのホームページからダウンロード可能
<https://www.ncgg.go.jp/ncgg-kenkyu/documents/jouhourenkei-all.pdf>

平成27年度老人保健健康増進等事業
「認知症の医療介護連携、情報共有ツールの開発に関する調査研究事業」報告書

ケアマネジャーと多職種連携

〔地域実践23〕

サービス担当者会議での情報共有と多職種の協働が重要



サービス担当者会議・ケアマネジャー

〔地域実践24〕

サービス担当者会議でのかかりつけ医の役割

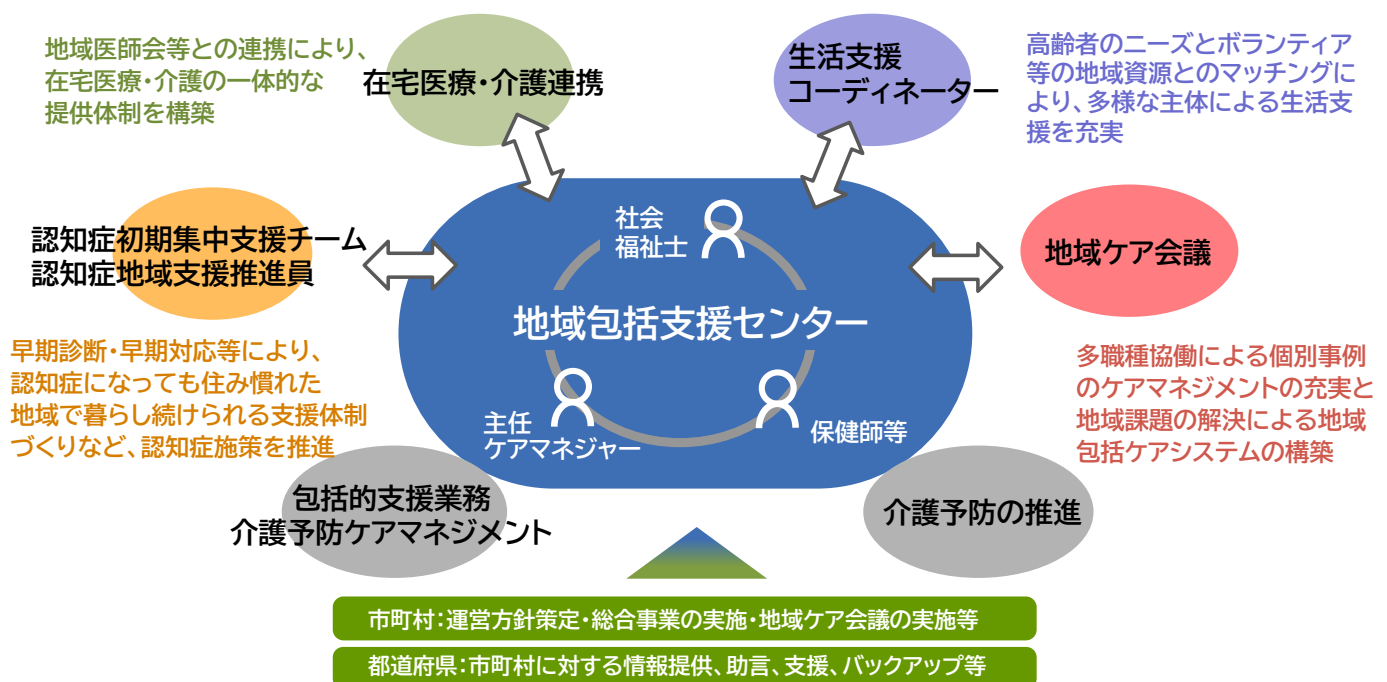
- 通院時や診察時の本人の様子について報告
- 傷病に関わる身体状況等の情報提供
- 認知症の病期や重症度、経過などの確認
- 現在の投薬内容、副作用等の注意事項
- 現在、発生の可能性が高い病態とその対応の具体的指示(身体症状やBPSD)
- 日常生活上の医学的な注意事項(特に介護サービス提供時の留意事項)

ケアマネジャーがかかりつけ医に望むこと

- 認知症の早期発見と進行予防
- 適時の専門医療機関との連携、他科受診の判断と紹介時の連携
- 疾病や体調管理面での指示や指導、身体症状や精神症状の悪化時の対応
- 服薬管理上の注意や薬の副作用の指導
- ケアプランへの助言と共通理解
- 本人の心理的サポートと家族への共感

地域包括支援センター

〔地域実践25〕



地域包括支援センターの機能強化に向けて

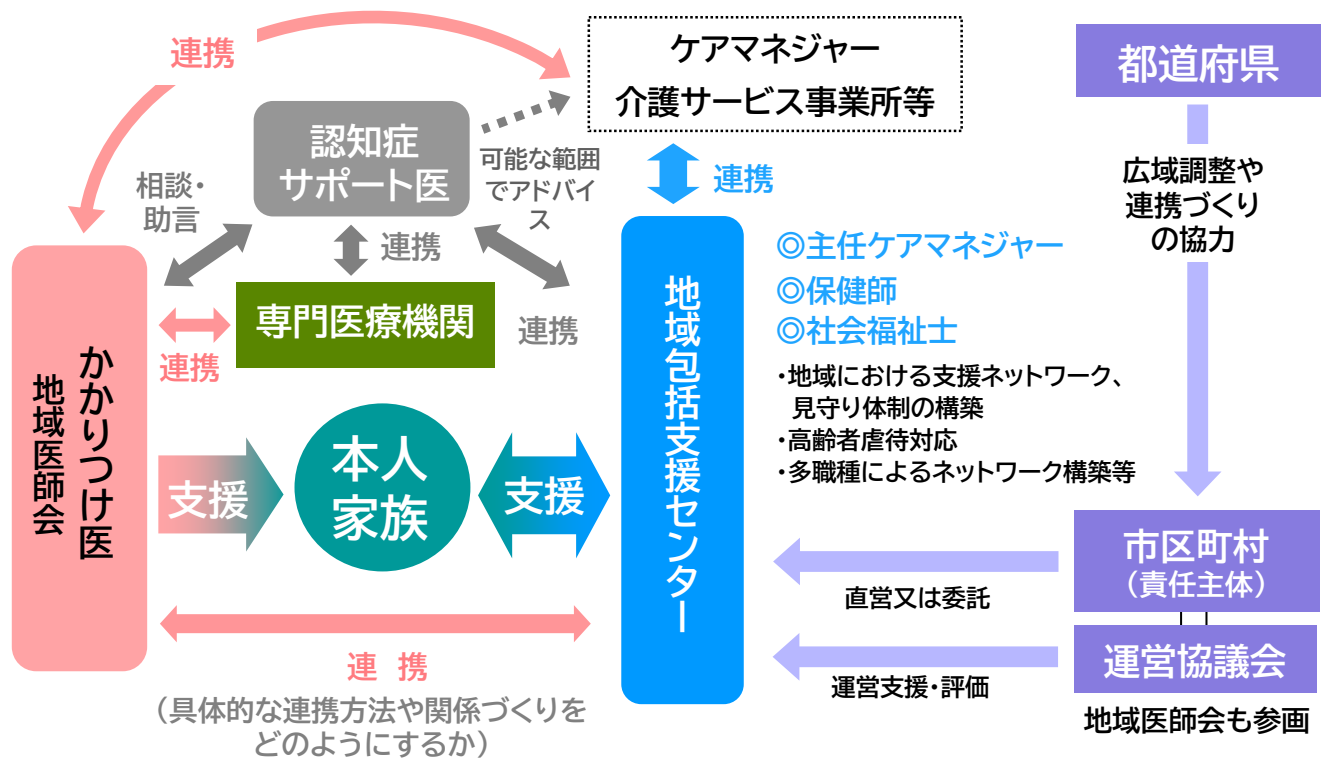
業務量増加・センターごとの役割に応じた人員体制の強化

基幹型・機能強化型センターの位置づけ等、連携強化・効果的運営

運営協議会による評価・PDCAの充実等、継続的な評価・点検

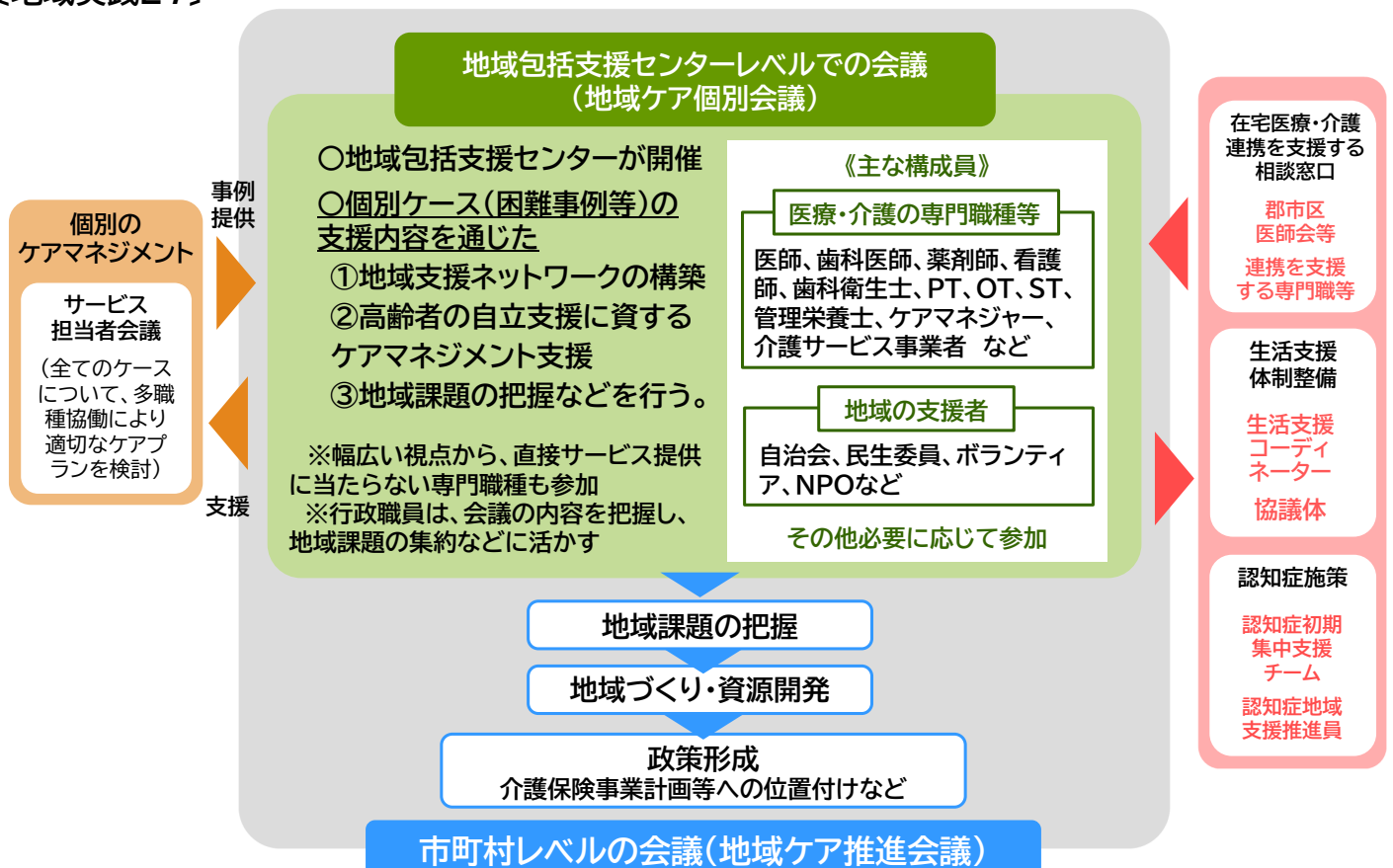
地域包括支援センターとの連携

〔地域実践26〕



地域ケア会議

〔地域実践27〕



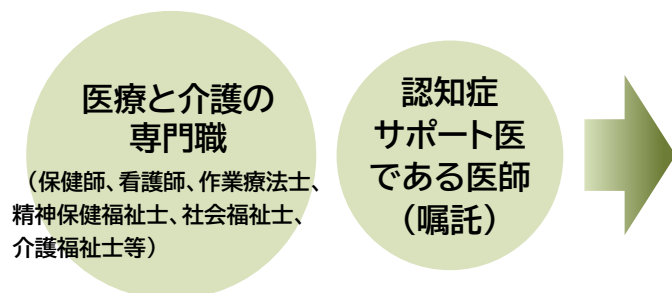
認知症初期集中支援チーム

〔地域実践28〕

- 複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと

- 全ての市町村に設置されている

- 認知症初期集中支援チームのメンバー



- 配置場所

地域包括支援センター、診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村の本庁など

【支援対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のいずれかの基準に該当する人

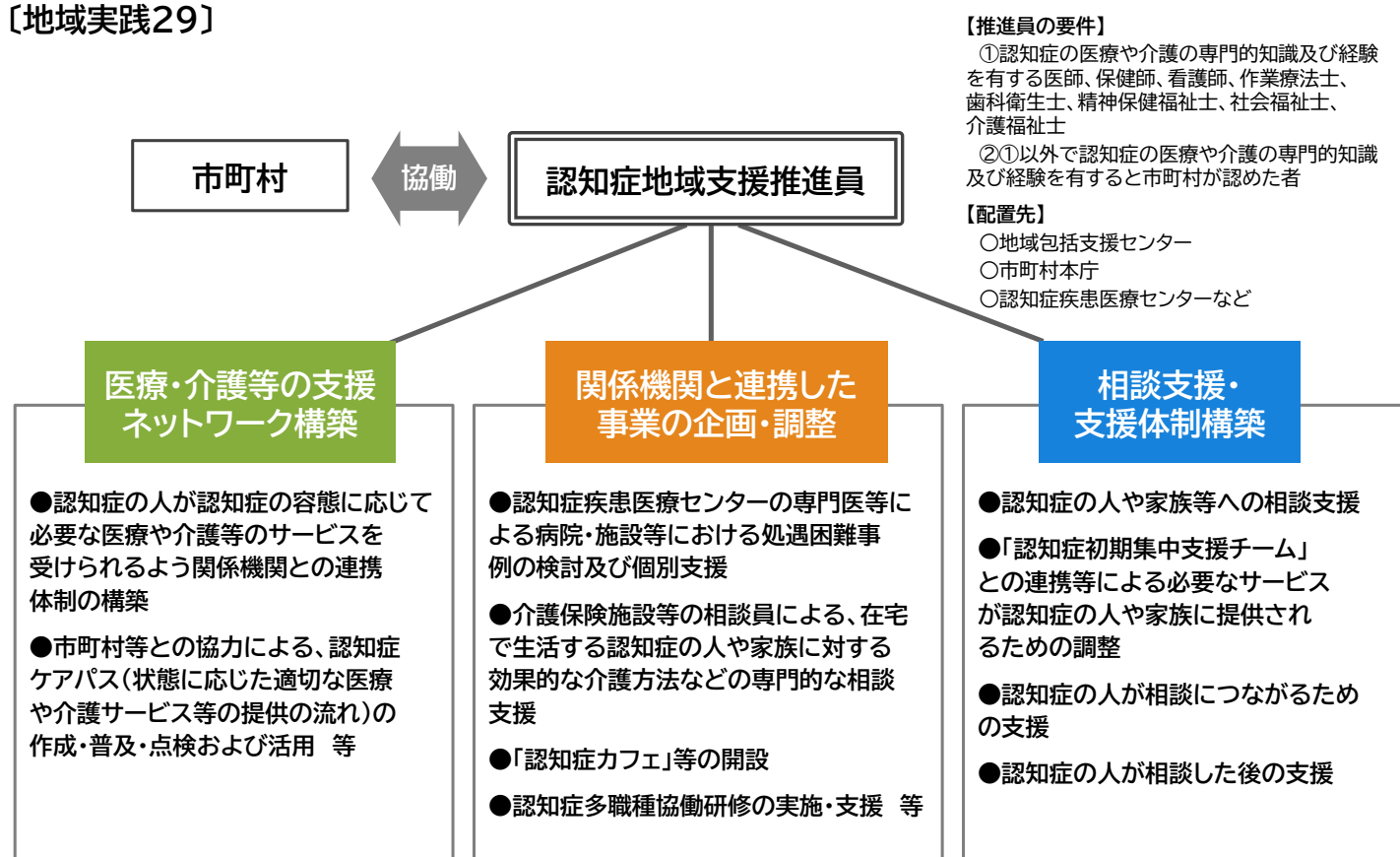
- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

(ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
(イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
(ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
(エ) 診断されたが介護サービスが中断している人

- ◆ 医療・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

認知症地域支援推進員

〔地域実践29〕



予防給付と地域支援事業

〔地域実践30〕

介護給付(要介護1～5)

予防給付(要支援1・2)

地域支援事業

対象・身体介護・機能訓練等を必要としない要支援高齢者

新しい介護予防・日常生活支援総合事業(要支援1・2、それ以外の者)

○介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス(配食等)多様な民間事業者・非営利団体等の地域資源を活用
- ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

○一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営(従来3事業に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業(医療・介護の情報共有と切れ目のない提供体制等)
- 認知症総合支援事業(認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業等)
- 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

認知症カフェ・ピア活動

〔地域実践31〕

認知症カフェ

- 認知症の人やその家族が地域で孤立しないために、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

家族介護教室や家族同士のピア活動

- 認知症の人と家族の会
- その他の家族支援・介護者支援の会

認知症の人同士のピア活動

- 認知症の本人交流会、本人ミーティング
- 認知症の本人が認知症の人の相談にのる活動

認知症の人と家族の支援

〔地域実践32〕

支援内容	具体例
治療や症状への対処法	知識情報を得る場、家族教室、介護講習会、認知症カフェ、相談窓口
介護者の心身の休息	デイサービス・ショートステイの活用、介護・リフレッシュ休暇、保養所
介護者の健康	家族の心身の健康の維持、健康診断、受診や治療の支援
同じ立場の人と話せる場	家族会や家族の集いの場、情報交換、家族同士のピア活動
偏見・差別に対する啓発	地域の人への認知症の知識の啓発、家族支援の啓発
経済的な支援制度	就労継続支援、介護費用の軽減、税の減免、介護手当等

認知症サポーター/キャラバン・メイト/チームオレンジ

〔地域実践33〕

【認知症サポーターとは】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人

【キャラバン・メイト養成研修】

実施主体：
都道府県、市町村、全国的な職域団体等

目的：
地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を養成する。

内容：

認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。



【認知症サポーター養成講座】

実施主体：
都道府県、市町村、職域団体等

対象者：

〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等

〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等



【チームオレンジとは】

認知症サポーターがチームを作り、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み。認知症の人にもメンバーとして参加する

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

〔地域実践34〕

趣旨

- 意思を形成し、表明でき、尊重されることは、日常生活・社会生活において重要であり、認知症の人についても同様
- 意思決定支援の基本的考え方、姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることをめざすもの

基本事項(誰のための・誰による・支援なのか)

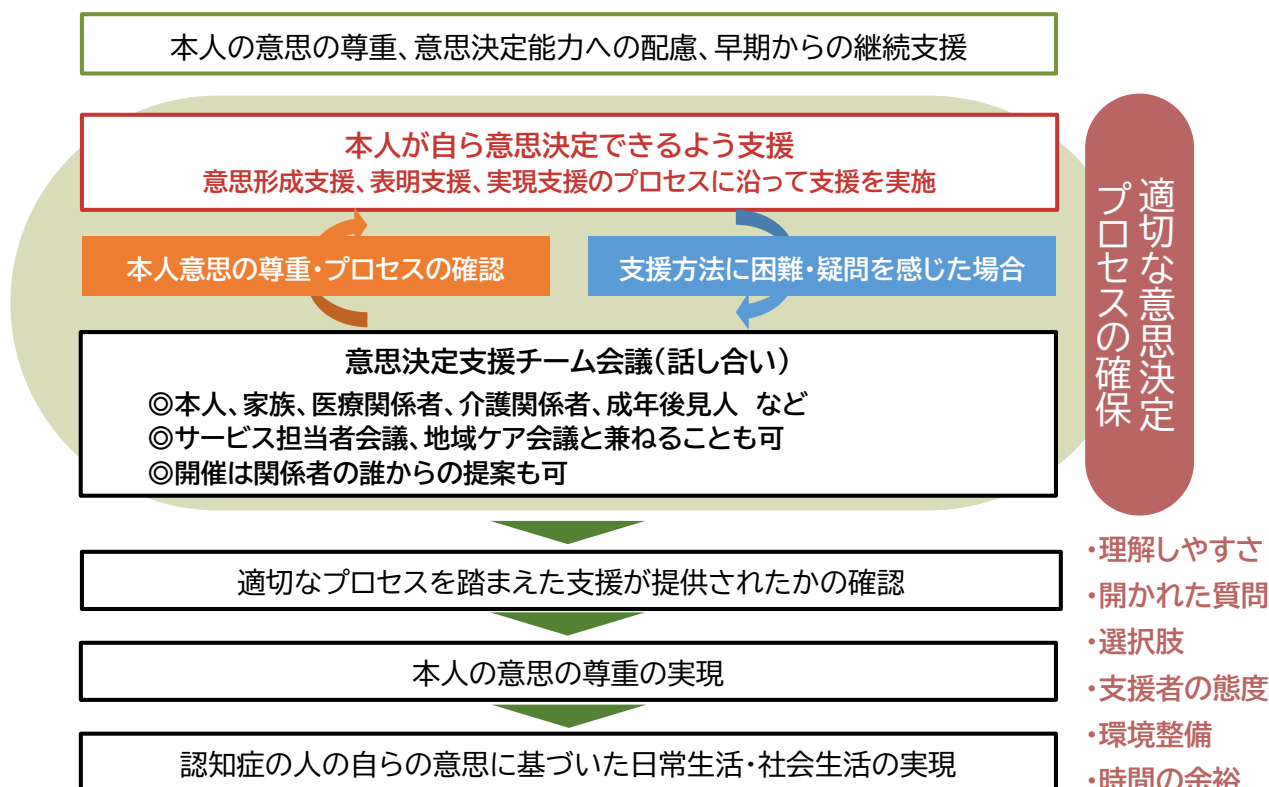
- 認知症の人のための
(認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む)
- 認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による
(意思決定支援者)
- 認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもの
(意思形成支援、意思表明支援、意思実現支援)



認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン組込型研修の視聴

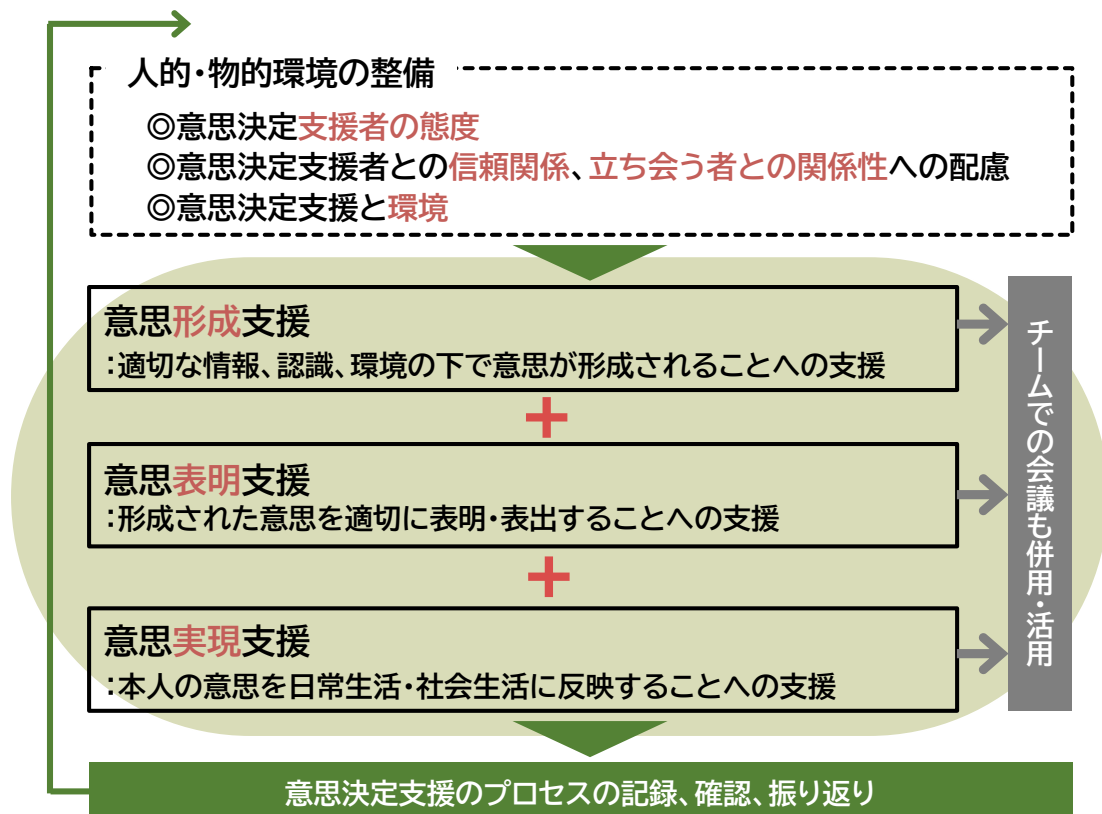
生活支援としての意思決定支援

〔地域実践35〕



意思決定支援のプロセス

〔地域実践36〕



認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月)

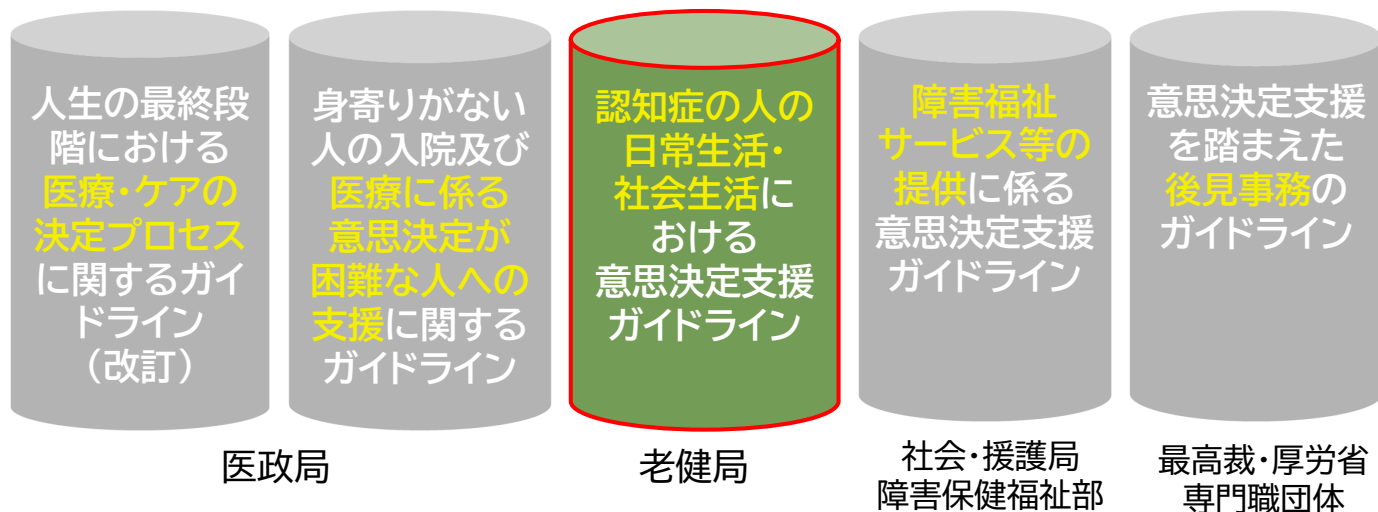
各意思決定支援ガイドライン

〔地域実践37〕

【意思決定支援ガイドラインの策定等推進の背景】

- ◎障害者の権利に関する条約
- ◎成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)
- ◎第2期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月閣議決定)

【公表されている5つの意思決定支援ガイドライン】



AdvanceCarePlanning(ACP)

〔地域実践38〕

ACPとは

『将来の変化に備えて、将来の医療及びケアについて患者さんを主体に、その家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、患者さんの意思決定を支援するプロセスのこと』

ACPの目標

○患者さんの人生観や価値感、希望に沿った、将来の医療及びケアを具体化すること

ACPの原則(主体は患者さん本人)

○コミュニケーションの促進、治療の選択肢・予後の情報共有、治療計画の共同作成、繰り返しの話し合いなどが原則である

○認知症の特性に考慮したACPの啓発・普及が課題である

○かかりつけ医が多職種と共に患者さんの意思に寄り添うことが理想である

日本医師会,終末期医療アドバンス・ケア・プランニング(ACP)から考える, 2018
より引用(一部抜粋)

成年後見制度利用促進基本計画

〔地域実践39〕

平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

平成28年9月「成年後見制度利用促進会議」より、「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)

平成29年1月「委員会」意見取りまとめ

平成29年3月「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

〈計画のポイント〉

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ▶財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ▶本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ▶①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進、④後見人支援等の機能を整備
- ▶本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

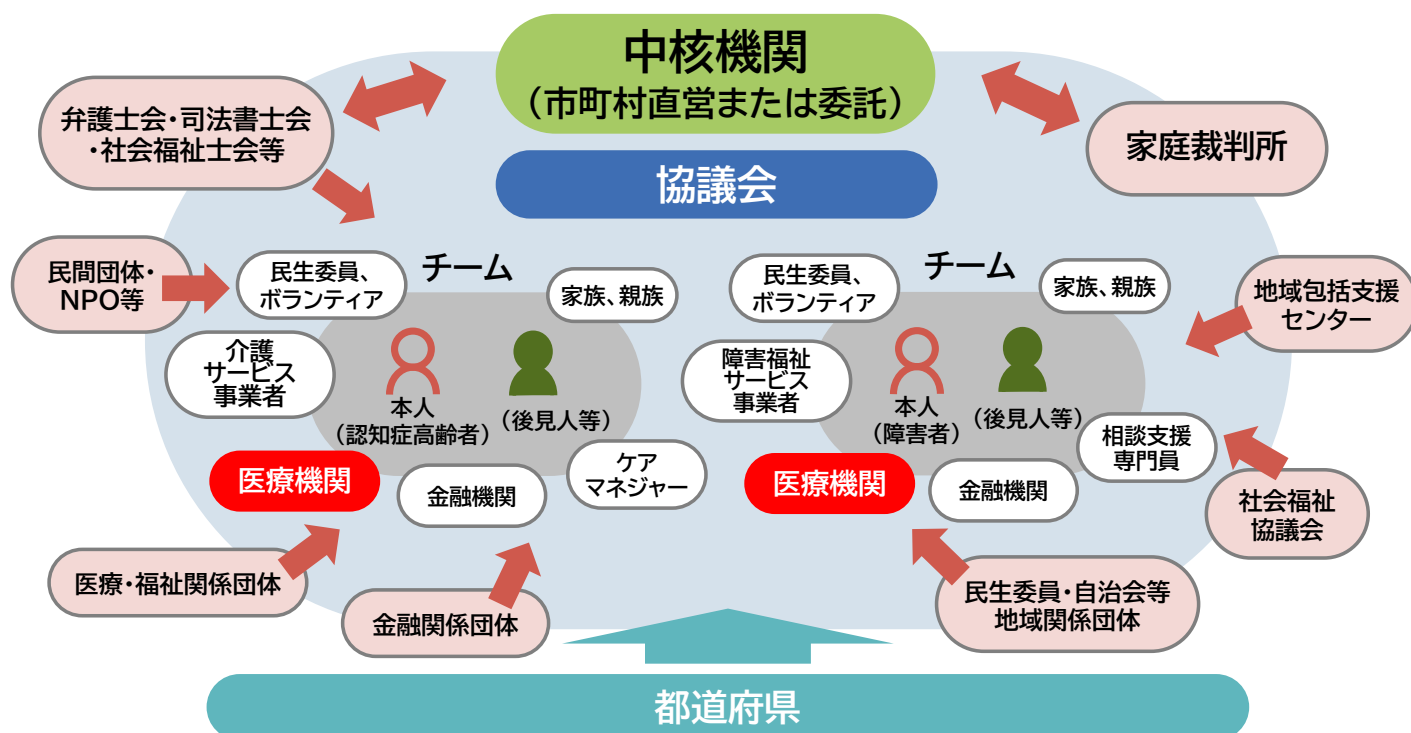
(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ▶後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

成年後見制度利用促進基本計画の中の医療機関

〔地域実践40〕

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する

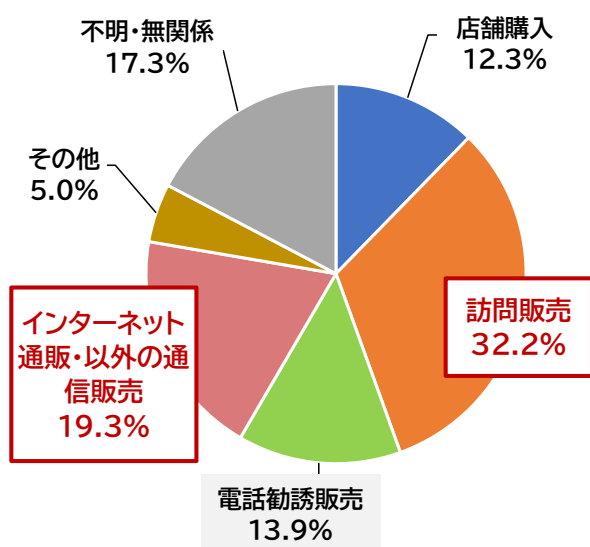


消費者被害の現状

〔地域実践41〕

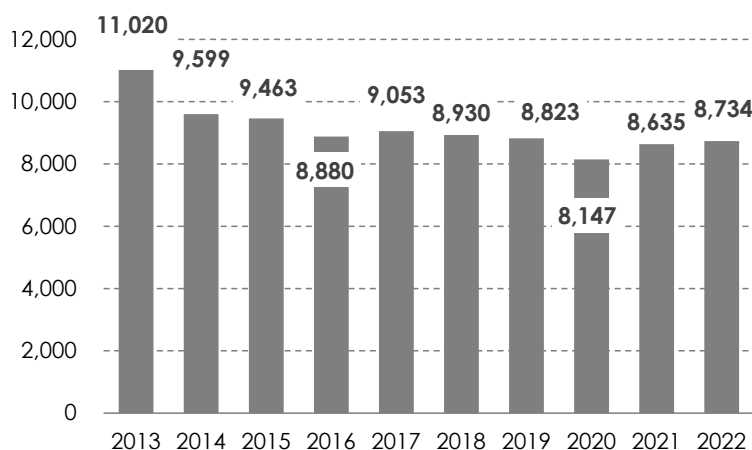
認知症等高齢者の販売購入形態別消費生活相談割合

○訪問販売とインターネット通販・以外の通信販売が半数以上



認知症等の高齢者に関する消費生活相談件数

○高齢者の相談は全体の約30%
○相談1件あたりの平均契約購入額109.1万円
○約8割で相談者と契約者が異なる



消費者庁「令和5年版消費者白書」より作成

日常生活自立支援事業と成年後見制度

〔地域実践42〕

日常生活自立支援事業と成年後見制度は、判断能力が不十分となった場合に利用できる制度であり、下表の内容となっている

日常生活自立支援事業		成年後見制度
厚生労働省	所轄庁	法務省
社会福祉法	法律	法定後見制度：民法 任意後見制度：任意後見契約に関する法律
認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方であり、なおかつ、本事業の契約内容について、判断し得る能力を有していると認められる方(判断能力が全くない方は対象外)	対象者	認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方(補助・保佐)及び判断能力が全くない方(後見)
市区町村社会福祉協議会の職員(専門員, 生活支援員)	援助者	法定後見制度：補助人・保佐人・後見人 任意後見制度：任意後見人
社会福祉協議会への相談(本人、家族、関係機関から)	手続きの開始	本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長、検察官、任意後見人等が家庭裁判所へ申立て
「契約締結判定ガイドライン」により確認 困難な場合、契約締結審査会で審査(都道府県社協に設置)	意思能力の確認・ 審査や鑑定・診断	医師の診断書を家庭裁判所に提出 (必要に応じて、鑑定を行うことがある)
本人負担 生活保護世帯は公費負担あり	利用中の費用	本人が負担 金額については家庭裁判所が決定
運営適正化委員会(都道府県社協に設置)	監督機関	法定後見制度：家庭裁判所、成年後見監督人 任意後見制度：家庭裁判所、任意後見監督人

福祉サービスの利用援助、日常生活費(預金の入出金・通帳の預かり等)の管理、日常生活の購入代金の支払い、各種届出などの手続きを支援する。
社会福祉協議会が支援計画を作成し、利用契約を結ぶ。

本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や身体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、契約の締結や支払などを行う

若年性認知症の特徴と現状

〔地域実践43〕

○全国における若年性認知症者数は、**3.57万人**と推計(前回調査(H21.3)3.78万人)※

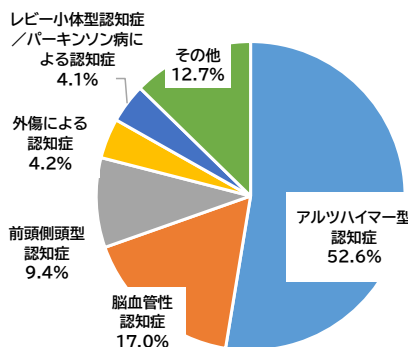
○18-64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数(有病率)は、**50.9人**(前回調査(H21.3)47.6人)

※前回調査と比較して、有病率は若干の増加が見られているが、有病者数は若干減少。有病者数が減少している理由は、当該年代の人口が減少しているため。

(表)年齢階層別若年性認知症者有病率(推計)

年齢	人口10万人当たり 有病率(人)		
	男	女	総数
18~29	4.8	1.9	3.4
30-34	5.7	1.5	3.7
35-39	7.3	3.7	5.5
40-44	10.9	5.7	8.3
45-49	17.4	17.3	17.4
50-54	51.3	35.0	43.2
55-59	123.9	97.0	110.3
60-64	325.3	226.3	274.9
18-64			50.9

(図)若年性認知症(調査時65歳未満)
の基礎疾患の内訳



主な調査結果

- ▶最初に気づいた症状は「もの忘れが最も多く(66.6%)」、「職場や家事などでのミス(38.8%)」、「怒りっぽくなった(23.2%)」がこれに続いた。
- ▶若年性認知症の人の約6割が発症時点で就業していたが、そのうち、約7割が退職していた。
- ▶調査時65歳未満若年性認知症の人の約3割が介護保険を申請しておらず、主な理由は「必要を感じない(39.2%)」、「サービスについて知らない(19.4%)」、「利用したいサービスがない(13.0%)」、「家族がいるから大丈夫(12.2%)」であった。
- ▶調査時65歳未満若年性認知症の人の世帯では約6割が収入が減ったと感じており、主な収入源は、約4割が障害年金等、約1割が生活保護であった。

調査対象 及方法

全国12地域(札幌市、秋田県、山形県、福島県、群馬県、茨城県、東京4区、山梨県、新潟県、名古屋市、大阪市、愛媛県)の医療機関・事業所・施設等を対象に、若年性認知症利用者の有無に関する質問紙票調査を実施(一次調査)。利用がある場合には、担当者・本人・家族を対象に質問紙票調査を実施(二次調査)。二次調査に回答した本人・家族のうち、同意が得られた者を対象に面接調査を実施(三次調査)

若年性認知症の人への支援

〔地域実践44〕

- 若年性認知症は高齢者の認知症とは年齢や置かれている環境が異なるため、**本人や家族の心理状態・社会経済的状态**に配慮が必要である
- 早期診断や早期治療、適切な支援や相談機関や支援機関へのつなぎなどが、**かかりつけ医**の役割である
- 若年性認知症支援ガイドブック等の配布、都道府県ごとの専門相談窓口設置や相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターの配置、若年性認知症コールセンターの周知などが重要である

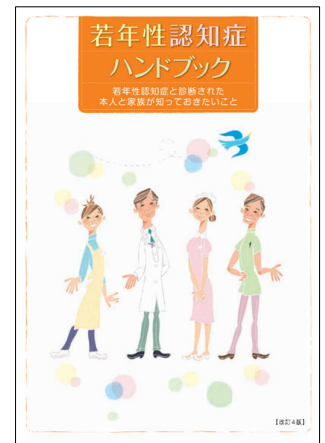
【若年性認知症支援コーディネーターの役割】

- ・本人やその家族、職場等からの電話等による相談窓口
- ・適切な専門医療へのアクセスと継続の支援
- ・利用できる制度・サービスの情報提供
- ・関係機関との連絡調整

専門職向け



本人・家族向け



若年性認知症の人への支援のネットワーク

〔地域実践45〕

「認知症総合戦略推進事業」若年性認知症施策総合推進事業（実施主体：都道府県・指定都市）

〈〈相談（相談窓口）〉〉

- ①本人や家族との悩みの共有
- ②同行受診を含む受診勧奨
- ③利用できる制度、サービスの紹介や手続き支援
- ④本人、家族が交流できる居場所づくり

〈〈支援ネットワークづくり〉〉

- ワンストップの相談窓口の役割を果たすため、医療・介護・福祉・労働等の関係者による支援体制（ネットワーク）の構築
- ネットワークにおける情報共有、ケース会議の開催、普及啓発等

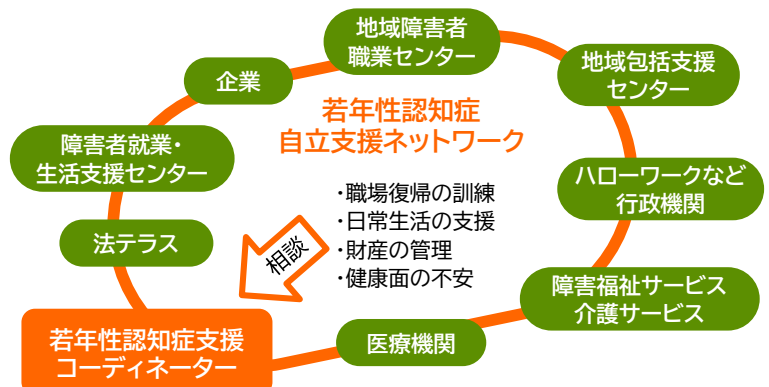
〈〈普及・啓発〉〉

- 支援者・関係者への研修会の開催等
- 企業や福祉施設等の理解を促進するためのパンフレット作成など

これらの支援を一体的に行うために**若年性認知症支援コーディネーター**を各都道府県に配置

若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援

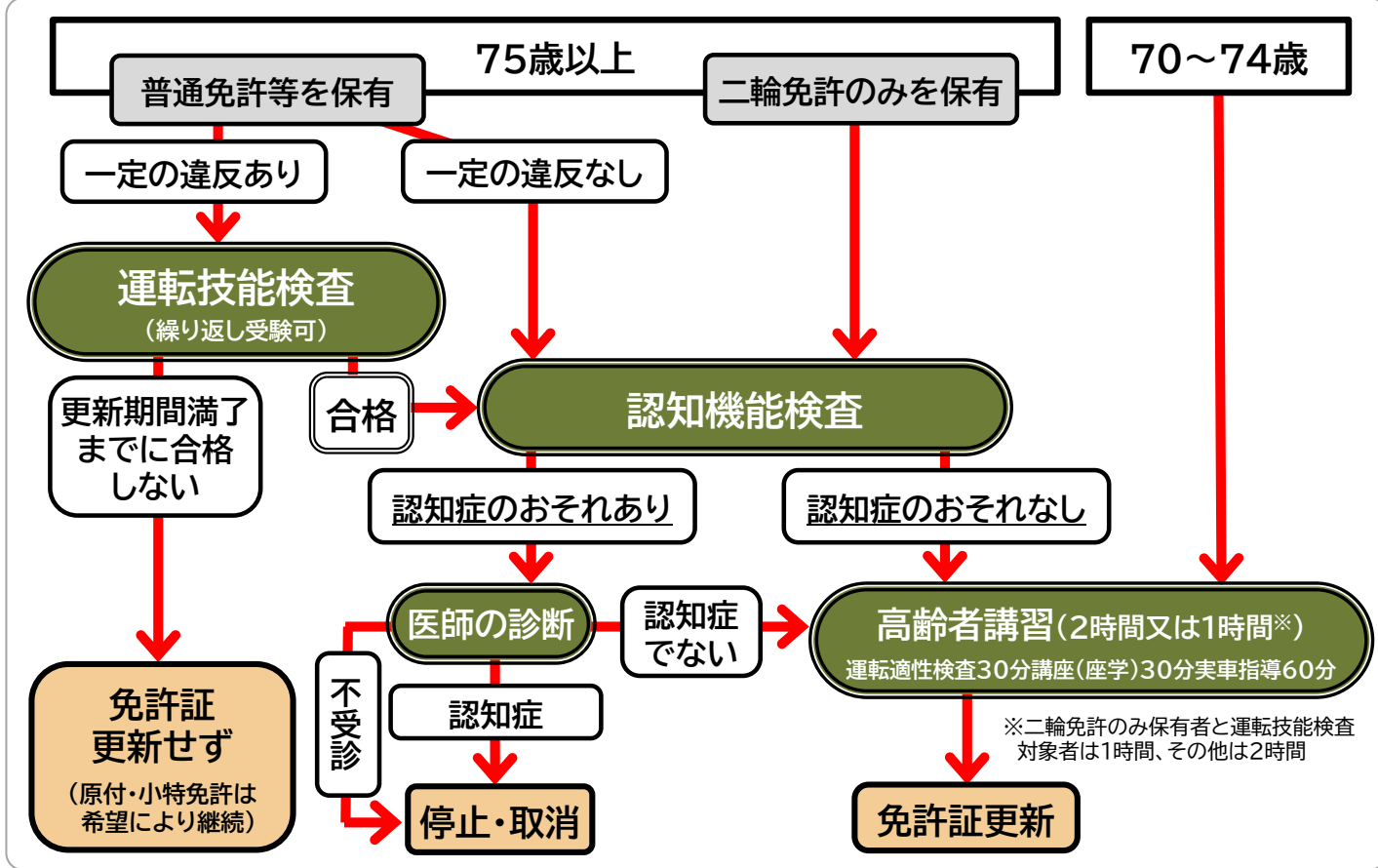
- ①若年性認知症の人との意見交換会の開催等を通じた若年性認知症の人のニーズ把握
- ②若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくり
- ③産業医や事業主に対する若年性認知症の人の特性や就労についての周知
- ④企業における就業上の措置等の適切な実施など治療と仕事の両立支援の取組の推進
- ⑤若年性認知症の人がハローワークによる支援等が利用可能であることの周知等



道路交通法の改正後の流れ

〔地域実践46〕

令和4年5月13日施行

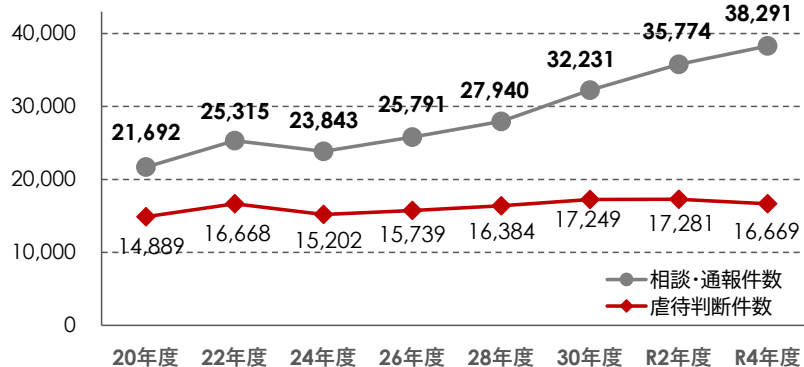


養護者による高齢者虐待の現状

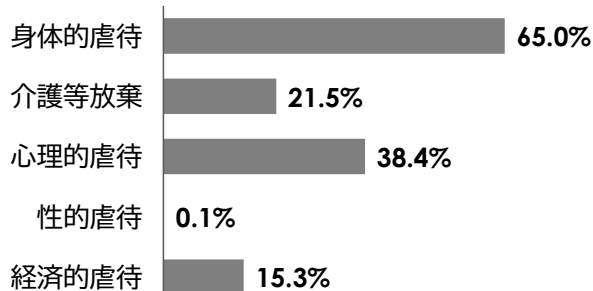
〔地域実践47〕

- 養護者による高齢者虐待の相談・通報は年々増加、虐待判断は1.6万件前後で推移している
- 被虐待高齢者に重度の認知症がある場合は「介護放棄」「経済的虐待」を受ける割合が高い
- 介護保険未申請・申請中・自立において、虐待の程度(深刻度)で最重度4の割合が高い

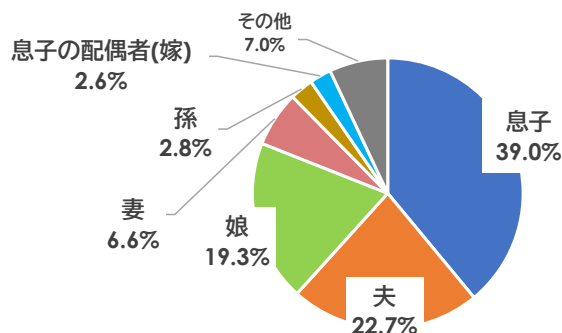
養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



虐待の種類の割合



被虐待高齢者からみた虐待者の続柄



令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査より作成

高齢者虐待防止におけるかかりつけ医の役割

〔地域実践48〕

高齢者虐待防止法における医師の通報義務

医師は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、高齢者の生命又は身体に重大な危機が生じている場合は、速やかに市区町村・地域包括支援センターに必ず通報しなければならない

（“生命・身体への重大な危機”以外の場合は努力義務）

- ▶ 高齢者虐待の早期発見、未然防止、地域の取り組みへの協力などかかりつけ医の役割は極めて重要
- ▶ かかりつけ医は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者の権利擁護や介護を担ってきた養護者を支援することも重要

〔動画⑥〕

かかりつけ医の役割と連携

切れ目のない支援に向けて

～本研修受講後のかかりつけ医に求められる姿勢と役割～

〔地域実践50〕

- かかりつけ医は、認知症の人や家族の伴走者として支援していく姿勢が重要である
- かかりつけ医には、認知症の人や家族の視点を重視した切れ目のない継続的な医療の提供と適切な連携が求められている
- かかりつけ医には、地域の多職種連携のリーダーとしての役割が期待されている
- 地域で開催される多職種合同研修、認知症サポート医との合同研修、フォローアップ研修などへの積極的な参加や地域での啓発活動の継続などが望まれている

私たちは、認知症とともに暮らしています。
日々いろんなことが起き、不安や心配はつきませんが、
いろいろな可能性があることも見えてきました。
一度きりしかない自分の人生をあきらめないで、
希望を持って自分らしく暮らし続けたい。
次に続く人たちが、暗いトンネルに迷い込まずにもっと楽に、
いい人生を送ってほしい。
私たちは、自分たちの体験と意志をもとに
「認知症とともに生きる希望宣言」をします。
この宣言をスタートに、自分も希望を持って暮らしていこうという人、
そしてよりよい社会を一緒につくっていこうという
人の輪が広がることを願っています。

『認知症とともに生きる希望宣言』より

日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)ホームページ(<http://www.jdwg.org/statement/>)
を参照して作成

